

307
15

帙入 四册ノ内

水
鏡
解
說



始



特別 307
15

水鏡解説



今茲に影印に附したる古鈔本水鏡は、三重縣安濃郡一身田町眞宗高田派本山專修寺に幾多の什寶と
ある。同時の他の奇籍の例に倣ひて、高田本と冠すべきものであらう。



高田本水鏡は、先づ其の形態から述べれば、大きさは、竪一尺三分、横八寸三分の大和綴三卷三冊
である。併し、複製本で摸した如く、上冊にては、六枚、十枚、十枚、十枚、十枚、四枚、中冊にて
は八枚、十枚、十枚、六枚、下冊にては、四枚、十枚、十枚、十枚、十枚、四枚を一帖として
編附し、それら表紙を附して綴じてある。元來は粘葉であつたのが、後に散亂を防ぐために、絲で綴
じられたものかとも思はれる。さすれば、此の製本は其の法式の變遷上、一資料とせねばならぬ。こ
れに厚手の斐紙の表紙を附す。表紙は裏面に胡粉を引き、草模様を描き、金砂子銀泥引を以つて飾ら
れてゐるも、剝落相當に甚だしい。裏面は銀切箔が散らしてある。但し、下冊は裏表紙を缺いてゐる
が、今複製に際して、保存のために新に之を添へることとした。本文は、同じ斐紙で、上冊には、首

一枚、尾に二枚、中冊下冊には、首尾各一枚宛の白紙を添ふ。上下二個所に施された綴糸は、何れも白絹糸であるが、中冊には、舊來用ひられてゐたと思はれる萌黄、紫、茶等色々の絹糸の組紐を保存してある。表紙には題簽を用ひず、直に外題を書す。伏見天皇の宸翰と傳へられてゐる。此の三冊子を桐の箱に收む。箱の面に、「みつかゝみ三卷」と署せるも、其の筆者を何人と知る由はない。これに附屬して、徳川中期頃の鑑定書一通を添ふ。斐紙折紙で、次の如く記されてゐる。

水鏡三冊

上 九條殿道家公

號光明峯寺關白

中 大乘院慈信

下 一條殿實經公

號圓明寺攝政

外題

正應宸筆

奉號伏見院

法橋榮治謹考

とあつて、四分角程の榮の字の黒印を捺す。又中冊には鑑定家琴山の極札があつて、爲相卿御筆とある。

さて其の内容は、流布本と同じく、上巻は序に始まり、神武天皇より欽明天皇まで、中巻は敏達天皇より孝謙天皇まで、下巻は淡路廢帝より仁明天皇までと後序で、三巻を三冊に分綴してある。各冊巻首に水鏡卷上(或は中下)と内題を書し、目次を掲ぐ。目次は天皇名のみで、一本の如く要項は列擧して無い。本文は雄勁なる平假名を以て書し、行文の間に、やゝ頭注の形式で、隨所に要項を注し、人名等には往々、片假名を以つて訓し、又漢字には四聲點、濁點を附す。附訓の片假字は古體を存し本文書寫の時代とあまり隔たらないものと思はる。筆者は添狀にもあるが如く、三冊各別筆なるも、全く同時代のもつと認められ、中々の能書である。而して本書の筆者が果してそれと鑑定書の如き人々であるかは、今直に斷定することは甚だ困難である。尊卑分脈を檢して見ると、藤原道家は後京極良經の子で、後深草天皇の建長四年(皇紀一八一二)二月廿一日六十一歳で薨じ、藤原實經は其の道家の子に當り、後宇多天皇の弘安七年(皇紀一九四四)七月十八日六十二歳で薨す。更に大乘院慈信は實經の子、興福寺の別當で、後醍醐天皇の正中元年(皇紀一九八四)十月二日入寂すと記載されてゐる。そこで、此の三人の年代を考究して、本書が親子孫三代に亘つて書繼いだものとすれば、自ら問題は

別であるが其の用紙形態から推して、同時期に書寫されたものと見るのが當を得るものと推測される。さすれば、此の三人の同時の在世は人壽の上から矛盾が起つて来る。併し同時とすればこそ撞着はあるものの個々の筆者に就いて考へて見れば全然否定することも成しかねる。又それらの人々の筆蹟の眞偽を立證するところの確固たる眞筆に接し得ない以上は、此の鑑定書に傳ふる筆者が、果して信用し得べきかは疑はしいことになるから、結局筆者は未詳とせなければならぬ。けれども此の書寫時代を今其の書風等より推考して、鎌倉時代中期は降らぬ時代のものであらうと認められ、鑑定書よりは更に時代を遡らして見ることも無理では無からうと思はれる。

次に本文に就いて、他の諸本と對校して見たる結果は、別に本書を異本として取立てるほどの點を認めない。校者は和田英松博士校訂に係る岩波文庫本、即ち應永頃の鈔本と認められる徳川義親侯所藏本、天正十三年鈔本、並びに、不忍文庫舊藏の此水鏡申請大慈光院南御所御本鈔寫院殿御物也借卿掌侍古中納言基綱卿女筆令書寫可秘藏之永正第九後四月十六日古槐散木判と奥書ある一本並びに諸本を以つて校合されたる松本愛重、江見清風氏共著水鏡詳解等と校合して見たるところ、隨所に些細な異同はあるけれども、それらは轉寫の際の誤記として見られる程度で、特に問題となるほどのものではないやうである。然しながら、本書は貴重なる最古鈔であり、國文國史研究上重要な典籍であると同時に、入木道の上から見ても、當時の名筆として鑑賞せらるべき價値は充分に存在する。此の影印は正しく複製せ

られて當然のものであると謂ふべきであらう。

附記、影印複製本は原板の都合で幾分縮寫されてあることを一言しておく。(昭和十三年十二月 鈴鹿三三七記)

307

15

終